

広島県警察本部告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の徴収及び収納事務を次のとおり委託した。

平成20年4月1日

広島県警察本部長 岩 崎 和 彦

1 受託者

(1) 広島市

ア 名称 株式会社ニッソー

イ 住所 広島市中区舟入幸町15番3号

(2) 呉市

ア 名称 株式会社セノン中国支社

イ 住所 広島市中区大手町二丁目8番5号

2 委託期間

平成20年4月1日から平成22年3月31日まで